

# 矢祭町投票立会人募集要項

矢祭町選挙管理委員会では、多くの町民の皆様選挙をより身近に感じていただくため、投票立会人を募集します。

あらかじめ、投票立会人希望者としてご登録いただき、実際の選挙の際に投票立会人名簿に登録された方の中から投票立会人を選任させていただきます。

## ○投票立会人の役割

投票立会人とは、投票事務の執行が公正かつ適正に行われているかどうかを確認する役割を担う人です。主な仕事の内容は、次のとおりです。

- ①投票所の開閉に立ち会うこと
- ②選挙人と選挙人名簿との照合に立ち会うこと
- ③選挙人に対する投票用紙の交付に立ち会うこと
- ④最初の投票者が投票をする際、投票箱が空であることの確認に立ち会うこと
- ⑤投票用紙の投票箱への投函を確認すること
- ⑥投票時間終了後、投票箱の封鎖及び鍵の封印に立ち会うこと
- ⑦投票録の記載が正しいことを確認し、署名すること
- ⑧投票箱を開票所へ送致すること（投票日当日のみ）

## ○応募資格

次のすべてに該当する人が、対象になります。

- ①矢祭町内に住所を有している方
- ②矢祭町の選挙人名簿に登録されている方（矢祭町の選挙権がある方）
- ③公職選挙法第11条に規定する「選挙権及び被選挙権を有しない者」ではない方
- ④矢祭町暴力団排除条例第2条第3号の規定（暴力団員等）に該当しない方

## ○立会人の種類

- ①期日前投票立会人（期日前投票所における投票立会人）
- ②当日投票立会人（投票日当日の各投票所における投票立会人）

## ○従事場所

- ①期日前投票所（役場駐車場内に設置される期日前投票所）
- ②当日投票所（原則として、ご自身の投票区の投票所）※町内投票所一覧  
※例えば、館本区にお住まいの方は、第1投票所（矢祭町山村開発センター）になります。

## ○従事期間

- ①期日前投票立会人：選挙の公示(告示)日の翌日から投票日の前日まで
- ②当日投票立会人：投票日当日

○従事時間と報酬

|          | 従事時間  | 報酬(税込)   |
|----------|---|----------|
| 期日前投票立会人 | 午前 8 時 30 分～午後 8 時 00 分                       | 9,500 円  |
| 当日投票立会人  | 午前 7 時 00 分～午後 7 時 00 分<br>(第 6 投票所は午後 6 時まで) | 10,700 円 |

※立ち会い開始の 10 分前には従事場所にご参集ください。

※当日投票立会人(各投票所 2 人)のうち送致立会人(1 人)は午後 7 時(第 6 投票所は午後 6 時)の投票所閉鎖後、開票会場まで投票管理者と投票箱等を送致していただきますので、ご帰宅時間が遅くなります。

※報酬は、「矢祭町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に基づき、支給されます。なお、上記の金額から所得税を控除した金額を当日現金で支給します。

○応募期間

募集期間は、通年となります。

○応募方法

「投票立会人登録申込書」に必要事項を記入し、矢祭町選挙管理委員会事務局(役場 1 階・自立総務課内)へ直接ご持参いただくか、郵便で提出してください。

※申込書は、町ホームページからダウンロードするか、矢祭町選挙管理委員会事務局へ直接取りに来てください。

○名簿登録期間

登録の日から無期限となります。

○登録変更・辞退の方法

登録内容に変更があった場合や、登録を取り消す場合には、「投票立会人登録変更・辞退届」を矢祭町選挙管理委員会事務局へ提出してください。

○留意事項

①原則、食事又はお手洗い以外での離席はできません。休憩は、投票所のある施設内で取っていただき、施設外に出ることのないようお願いします。

②投票立会中に知り得た秘密を他人に漏らすことはできません。

③なるべく私語は謹んでください。また、投票立会中の携帯電話、スマートフォンの使用はお控えください。

○応募・問合せ先

矢祭町選挙管理委員会事務局(役場 1 階・自立総務課内)

〒963-5192 矢祭町大字東館字館本 66

電話番号：0247-46-3131 FAX 番号：0247-46-3155